

## 7 増大する医療ニーズに対応するための医療の充実について

今後急速に進むと予想される高齢化に伴い、医療ニーズの急増が見込まれることから、それを支える人材の確保が必要であるが、地域においては、医師不足等により診療科を休廃止せざるを得ない医療機関も存在しており、医師等の地域偏在や診療科偏在の状況が続いている。

そのうえ、新たな専門医制度の導入により、指導・研修体制が手厚い都市部の病院等に医師が集中し、医師の偏在の拡大と、地域医療提供体制の弱体化への懸念がある。

さらに、救急医療体制の中核を担う救命救急センターについては、必要な医師の配置や高度医療機器等のために不採算事業となりやすいため、財政支援が必要であるが、国から交付される医療提供体制推進事業費補助金は、近年要望額と大きく乖離する状況が続いている。また、公立の救命救急センターにおいても、運営に見合った地方交付税措置がなされていないなど、必要とされる救急医療体制の確保が難しい状況となっている。

こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域において、安心して良質な医療を受けられる体制を整備することは、極めて重要な課題であり、各自治体においてもこれまで、様々な施策を展開しているが、課題の解決に向けて、地域の実情に応じた実効性のある取組を進めるためには、国による支援が不可欠である。

については、医師の確保をはじめ、医療の充実に向けて、次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 医師等の養成及び確保への対応

医師等の養成・確保を図るため、地域の実情に応じた実効性のある取組を進めることができるよう、地域医療介護総合確保基金の拡充と、将来にわたる十分な財源確保を行うとともに、

事業区分間の調整を認めるなど、都道府県の裁量を尊重すること。

## 2 新たな専門医制度への対応

新たな専門医制度は、一般社団法人日本専門医機構とそれぞれの学会による検討が進められているが、医師の地域偏在及び診療科偏在の改善につながるよう、国としても積極的に関与すること。

## 3 救急医療体制（救命救急センター）への対応

救命救急センターに対する、運営の実態に見合った補助金や地方交付税等の財政支援措置の充実を図ること。